

大崎市農業委員会の委員の募集要項

大崎市農業委員会の農業委員が令和8年7月19日に任期満了となることから、次のとおり次期の農業委員候補者を募集します。

1. 募集人員

26人（利害関係を有しない者1名以上を含む）
※市内の全域定員です。

2. 任期

令和8年7月20日（月）から令和11年7月19日（木）まで

3. 募集期間（推薦・応募受付）

令和8年3月2日（月）から令和8年3月31日（火）まで

4. 応募要件

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進や農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者（市内に住所を有する者に限る。）であること。ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 市の職員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団と密接な関係を有する者又は同法第2条第6号に規定する暴力団員

5. 応募方法

次のいずれかの方法によります。

- (1) 農業者その他の関係者の2人以上の連名による推薦
- (2) 農業者等が組織する団体等による推薦
- (3) 候補者本人による応募

6. 応募書類

- ・大崎市農業委員会の委員候補者推薦書（様式第1号）
- ・大崎市農業委員会の委員候補者応募届出書（様式第2号）
- ・個人情報取扱同意書

※必要に応じて追加の提出書類を求める場合があります。

7. 推薦及び応募の手続

- (1) 農業者その他の関係者による推薦は、2人以上の連名によるものとします。団体等による推薦は、推薦書に当該団体の代表者を記載して提出してください。

（2）自ら応募する方は、応募届出書に必要事項を記入のうえ提出してください。

（3）推薦書及び応募届出書は、次の窓口へ提出してください。

- ・大崎市産業経済部農政企画課
- ・大崎市農業委員会事務局
- ・各総合支所内の農業委員会事務所

※ファクス・電子メールによる申し込みはできません。

※推薦書・応募届出書は、令和8年2月2日（月）から、農政企画課、農業委員会事務局及び各総合支所内の農業委員会事務所の窓口で配布します。大崎市ウェブサイトからもダウンロードできます。

8. 推薦及び応募者等の公表

農業委員会等に関する法律等に基づき、推薦をした方、推薦を受けた方及び、自ら応募した方について、応募状況の公表が義務付けられています。応募期間の中間及び期間終了後に、氏名、年齢、職業等を大崎市ウェブサイトで公表します。

9. 選任方法及び農業委員候補者の選考結果通知

大崎市農業委員会の委員候補者審査委員会が候補者の審査を行い、その結果を大崎市長に報告し、候補者を決定します。

選考結果は令和8年6月中旬（予定）に、推薦者（代表者）及び応募者全員へ書面で通知します。

その後、市長が大崎市議会の同意を得たうえで任命します。

10. 問い合わせ先

- ・大崎市産業経済部農政企画課 電話0229-23-7090
- ・大崎市農業委員会事務局 電話0229-23-2219